

平成31年度 引き上げ分の地方消費税収入の使途について

引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障4経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

社会保障4経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費とされており、社会福祉・社会保険・保健衛生 のいずれかに関する施策です。

本町の引き上げ分地方消費税額及び社会保障財源として充当する事業は次のとおりです。

【歳入】

・ 引き上げ分地方消費税交付金 147,421千円
 (県見込額) 7,594,000,000円 × (人口按分) 0.019412801673319

【歳出】

(単位：千円)

事業名			事業費	財源内訳				引上げ分の 地方消費税
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
社会 福祉	障害者 福祉事業	重度心身障害者 医療費助成費	45,600	16,901			28,699	147,421
	児童福祉 事業	子ども医療費 助成費	90,000	18,000			72,000	
社会 保険	国民健康 保険事業	国民健康保険事業 繰出金	123,895	67,519			56,376	
	介護保険 事業	介護保険事業繰出金	148,330	6,655			141,675	
	後期高齢者 医療事業	後期高齢者医療事業 繰出金	44,911	25,932			18,979	
保健 衛生	健康増進 事業	がん検診等疾病予防 対策事業	48,834	1,403		5,827	41,604	
	予防接種 事業	個別予防接種事業	57,534				57,534	
合 計			559,104	136,410	0	5,827	416,867	